○みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金交付要綱

平成26年３月17日

（趣旨）

第１条　この要綱は、芸術文化の分野における国際大会、全国大会その他これらの大会に準ずるもの（以下「国際大会等」という。）に出場しようとする者に対する激励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「芸術文化の分野」とは、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第８条に規定する文学、音楽、美術、写真、演劇及び舞踊、同法第９条に規定する映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ、同法第10条に規定する雅楽、能楽、文楽、歌舞伎及び組踊、同法第11条に規定する講談、落語、浪曲、漫談、漫才及び歌唱、同法第12条に規定する生活文化及び国民娯楽その他市長が認める分野をいう。

（激励金の交付目的）

第３条　この激励金は、国際大会等への積極的な出場を促し、芸術文化の振興及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

（交付対象者）

第４条　激励金の交付対象者は、本市の住民基本台帳に記録されている者又は市内に所在する学校に通学する者で、次に掲げる大会（出場を希望する全ての者が出場できる大会を除く。）のいずれかに出場するものとする。

(1)　国内の選考会又は予選会の代表者として出場する国際大会

(2)　国、県若しくはこれらに準ずる機関又は財団法人、社団法人、新聞社等が主催する全国規模以上の大会、公演、コンクール等のうち、県大会、地方大会等の選考会又は予選会を経て出場する大会

(3)　前各号に掲げるもののほか、市長が認める大会

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、激励金を交付しないものとする。

(1)　交付対象者及び当該対象者と同一世帯に属する者が市税等を滞納している者

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が激励金を交付する必要がないと認める者

（激励金の額等）

第５条　激励金の額は、次に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(1)　前条第１項第１号に規定する大会　１人当たり50,000円

(2)　前条第１項第２号又は第３号に規定する大会　１人当たり10,000円

２　前項の規定にかかわらず、１人当たり同一年度につき100,000円を限度とする。

（交付申請）

第６条　激励金の交付を受けようとする者は、国際大会等が開催される日の前日までに、みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金交付申請書（様式第１）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出することができないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1)　国際大会等の出場に至った経緯の分かるもの（予選、選考会等の開催要項、プログラム、結果等）

(2)　出場する国際大会等の内容が分かるもの（開催要項、プログラム等）

(3)　出場登録を証する書類（出場者名簿等）

（交付の決定）

第７条　市長は、前条の規定により激励金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ調査を行い、激励金の交付を適当と認めたときは、交付の決定をするものとする。

２　市長は、激励金の交付の決定をする場合において、激励金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（決定の通知）

第８条　市長は、激励金の交付の決定をしたときは、速やかにみよし市芸術文化国際大会等出場者激励金交付決定通知書（様式第２）により、その内容の決定及びこれに付した条件を激励金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（激励金の請求）

第９条　前条の規定により激励金の交付の決定を受けた者は、みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金請求書（様式第３）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条　激励金の交付を受けた者は、みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金交付実績報告書（様式第４）に次に掲げる書類を添えて国際大会等終了後15日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1)　賞状の写し又は成績の分かるもの

(2)　団体の場合は、出場者名簿

（交付決定の取消し及び激励金の返還）

第11条　市長は、激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の交付の決定を取り消し、みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金返還通知書（様式第５）に返還の理由を記載し、当該激励金を返還させるものとする。

(1)　偽りその他不正な手段により激励金の交付を受けたとき。

(2)　交付決定の際に付した条件に違反したと認めるとき。

(3)　大会を欠場する等激励金の交付の要件に該当しなくなったとき。

（委任）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

附　則（平成29年６月23日）

この要綱は、平成29年６月23日から施行する。

附　則（平成30年３月30日）

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月19日）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年２月26日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月24日）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、令和５年３月24日から施行する。

附　則（令和７年３月31日）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月31日）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１（第６条関係）

みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）みよし市長

申請者　住　　所
　　氏　　名
対象者　住　　所
　　氏　　名
　　生年月日（年齢）　　（　　歳）
　　（団体名：　　）
　　連 絡 先

みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。なお、この申請の審査資料として、市担当職員が市税等の納付状況及び住民基本台帳について、確認することを承諾します。

交付申請額	円
大　会　名	
出 場 種 目	
開　催　日	
開 催 場 所	

添付書類

１　国際大会等の出場に至った経緯の分かるもの（予選、選考会等の開催要項、プログラム、結果等）

２　出場する国際大会等の内容が分かるもの（開催要項、プログラム等）

３　出場登録を証する書類（出場者名簿等）

様式第２（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

みよし市長　　印

みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金交付決定通知書

年　　月　　日付で交付申請のあった　　年度みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金については、みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金交付要綱第７条の規定により、次のとおり交付することに決定します。

記

１　激励金交付額　金　　円

２　激励金交付の条件

様式第３（第９条関係）

みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金請求書

年　　月　　日

みよし市長　様

申請者（請求者）住　　所

氏　　名

電話番号

みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金について、みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金交付要綱第９条の規定に基づき、次のとおり請求します。

<table>
<tr><td>請求額</td><td colspan="7">円</td></tr>
<tr><td colspan="8">振込先金融機関</td></tr>
<tr><td>金融機関名</td><td colspan="2">銀行
信用金庫
農協</td><td>本支店名</td><td colspan="4">本店
支店</td></tr>
<tr><td>種目</td><td colspan="2">普通　・　当座</td><td>口座番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(ﾌﾘｶﾞﾅ)
口座名義人</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="8">委　任　状

私（請求者）は、　　を代理人と定め、みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金の受領を委任します。

年　月　日

請求者氏名</td></tr>
</table>

本人名義の口座を御記入ください。未成年者については保護者の口座でも可としますので、委任状に必要事項を記入してください。

様式第４（第１０条関係）

みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金交付実績報告書

年　　月　　日

みよし市長　様

申請者　住　　所

氏　　名

対象者　住　　所

氏　　名

生年月日（年齢）　　（　　歳）

（団体名：　　）

連 絡 先

みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金交付要綱第１０条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

大　会　名	
出 場 種 目	
開　催　日	
開 催 場 所	
結　　果	

添付書類

国際大会等の結果が分かるもの（賞状の写し等）

様式第５（第１１条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

みよし市長　　印

みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金返還通知書

年　　月　　日付　　第　　号で交付したみよし市芸術文化国際大会等出場者激励金については、みよし市芸術文化国際大会等出場者激励金交付要綱第１１条の規定により交付の決定を取り消したので、次のとおり返還してください。

記

１　請求金額　　金　　円

２　納入期限　　年　　月　　日

３　返還理由

様式第１（第６条関係）

様式第２（第８条関係）

様式第３（第９条関係）

様式第４（第10条関係）

様式第５（第11条関係）